

上越教育大学と江戸川大学との連携・協力に関する協定書

上越教育大学（以下「甲」という。）と江戸川大学（以下「乙」という。）は、それぞれの理念や特色を活かした連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が行う教員養成、教育、研究等における人的・物的資源の相互活用その他連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、我が国及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教員養成の高度化に関する事。
- (2) 共同研究その他教育・研究に関する事。
- (3) 学生・教職員の交流に関する事。
- (4) 施設・設備の相互利用に関する事。
- (5) その他連携・協力に関する必要な事項

（連携推進協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項を積極的かつ円滑に実施するため、必要に応じて連携推進協議会を開催するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の6月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が1通を保有するものとする。

2023年6月22日

上越教育大学

学長

林 泰成



江戸川大学

学長

小口 彦太

